

認知症普及啓発イベント企画運営等業務委託 企画提案仕様書

第1 業務の目的

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが国民の責務として明記された。

また、令和6年12月に策定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要性が示されている。

本県においても、認知症に関する正しい理解や「新しい認知症観」の普及啓発に取り組むとともに、今後県において策定予定としている「鹿児島県認知症施策推進計画」に資する県民への意見聴取を実施する。

* 「新しい認知症観」とは

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

第2 業務の概要

- 1 認知症に関する普及啓発イベントの実施
- 2 イベントの広報・実施に合わせたアンケート調査の実施
- 3 アンケート調査回答のデータ入力

第3 業務履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

第4 委託業務の内容

1 認知症に関する普及啓発イベントの実施

(1) 目的

認知症の正しい知識や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨、「新しい認知症観」等を伝えるイベントを実施することで、県民が認知症を自分ごととして考えるきっかけとし、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的とする。

(2) 業務の内容

認知症に関する普及啓発イベントの企画，準備，広報，運営，必要な資材・物品の手配などイベント実施に係る一切の業務

(3) 実施時期

契約締結から令和7年11月3日（月）までの土曜，日曜，国民の祝日・休日可能な限り認知症月間（9月）中のイベント実施を検討することとする。

(4) 実施回数

問わない。

(5) 実施場所

県民が気軽にアクセスでき集客が見込める場所とする。

実施場所は提案事項に含め，委託者と協議の上決定する。

なお，カクイックス交流センターを会場とする場合は，会場の使用手続きは委託者が行うこととし，会場使用料は委託料に含めない。

また，9月21日（日）に実施する場合は，鹿児島県庁行政庁舎2階講堂を使用することも可。ただし，9月21日（日）が閉庁日であり，入庁者の入出管理や利用施設以外への立ち入り制限が必要となるため，受託者は委託者と十分に連絡及び協議を行うこと。

(6) イベントの内容

業務の目的を果たし，認知症について理解が深まるイベントを提案すること。

展示等ブースの設置については必須とし，最低でも4つのブースを設けること。

(展示ブース以外のコンテンツの例)

- ・ トークショー
- ・ 講演会
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 県民が楽しみながら認知症について学べる体験学習
- ・ 認知症の人が制作等に携わった商品の販売

(展示等ブースの例)

- ・ 認知症に関する相談先の紹介やリーフレット等の配布
- ・ 認知症の人や家族が利用できるツールの紹介
- ・ 認知症の人が作成した作品の展示
- ・ 民間サービスの紹介

【特記事項】

- ・ イベントの実施にあたっては，SNSによる発信や関係機関との連携，地元メディアとタイアップするなど県内全域の市町村・住民に対してイベントの実施が浸透されるように効果的に周知すること。

- ・ イベント当日会場に来場できない県民に対しても普及啓発を図ることができる内容となるよう工夫すること。
- ・ 話題性・集客性のある内容とし、可能な限り多数の来場者を確保できるイベントとすること。
- ・ 認知症の人を含めた誰もが参加できる内容とすること。
- ・ 「新しい認知症観」を伝え、認知症を自分ごととして考えるきっかけとなる内容とすること。
- ・ イベントの内容に、認知症の人と家族が参画する内容を1つ以上盛り込むこと。
- ・ 展示等ブースのうち、1か所は委託者が説明・情報提供を行うブースとすること。

(7) イベントの周知

イベントの周知は、「2 イベントの広報・実施に合わせたアンケート調査の実施」を兼ねたものとする。

2 イベントの広報・実施に合わせたアンケート調査の実施

(1) 目的

県民を対象とした認知症に関する理解度や意識、認知症施策に関するアンケート調査を実施し、「鹿児島県認知症施策推進計画」の策定に活用する。

(2) 業務の内容

認知症に関する普及啓発イベントに合わせたアンケート調査の実施に係る業務（調査方法の企画、準備、広報、回答の回収、必要な資材・物品の手配等）

(3) 対象者

鹿児島県民全般とする。

(3) 実施時期

可能な限り多数の回答者を確保できるよう、数ヶ月間の回答期間を設定する。

(4) 実施方法

県民が気軽に回答でき、多数の回答数を見込める方法を提案すること。

なお、実施方法の検討にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・ アンケート内容については、委託者にて決定する。調査項目数は5問程度とする。
- ・ 普及啓発イベントの広報チラシにアンケート内容を盛り込む、普及啓発イベント参加者にアンケート調査を行う等普及啓発イベントと連動したアンケート調査を行うこと。
- ・ 県内全域の市町村・住民に対してアンケート調査の実施が浸透されるように効果的に周知すること。

- ・ 多数の回答数を見込めるよう、啓発物の配布等県民が回答したくなるような方法を提案すること。
- ・ 複数の回答方法を確保し、特定の年代に偏らず、幅広い年代から回答が得られる方法とすること。

3 アンケート調査回答のデータ入力

(1) 業務の内容

アンケートの回答を様式 (Excel) にまとめ、加工可能な形式で提出する。

(2) データ入力対象となるアンケート

アンケート 2種類

- ・ 業務内容「2 イベントの広報・実施に合わせたアンケート調査の実施」において受託者が回収したアンケート回答及び同様式にて委託者が回収したアンケート回答
- ・ 委託者が実施・回収した事業所・団体向けのアンケート回答 (調査項目は10問程度)

(3) データの提出期限

令和7年12月1日 (月)

【留意事項】

- ・ データ入力を行う様式 (Excel) は委託者が作成を行うため、受託者での集計様式作成は不要である。
- ・ 委託者が回収したアンケート回答についてもデータ入力の対象とする。委託者が回収した回答は、令和7年10月17日 (金) までに受託者へ提供する。
- ・ 入力データは、委託者で追加入力、集計を行うため、加工可能な形で提出すること。

第5 実績報告・成果品

本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データは、受託者から委託者に納品又は引き渡すこととする。ただし、納品及び引渡し方法等については、当該成果品及び電子データの制作又は作製の期間及び内容等に応じて、委託者と受託者が協議の上、決定する。

第6 著作権及び秘密保持

1 著作権

- (1) 本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データ (以下「本著作物」という) に係る著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第27条及び第28条に規定する権利を含む。) は、全て鹿児島県に帰属するものとする。

- (2) 委託者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (3) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は鹿児島県又は鹿児島県が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、鹿児島県に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ鹿児島県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。

3 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日鹿児島県条例第33号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第7 其他

- 1 受託者は、委託者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- 2 本委託業務の実施に当たっては、受託者は委託者と十分に連絡及び協議を行うこと。
- 3 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定すること。